７章　計画の推進

7-1. 計画の推進方針

7-2. 計画の推進体制

7-3. 施策の推進

7-4. 計画の進行管理

7-1. 計画の推進方針

この計画の推進にあたっては、夏の暑さへの対応や快適な都市環境の創造など、緑地の持つ機能が十分発揮されるよう、緑地の保全や緑化の推進を図るとともに、施策ごとに、緑の関連する事業に携わる市民・事業者・行政のパートナーシップ体制を中心にそれぞれの役割分担が機能する体制を検討します。

本市では、熊谷市緑化推進審議会の御意見を尊重しながら、「熊谷市緑の基本計画」で掲げた緑化推進の目標達成に向かい、市民・事業者・行政の協働の取組みが活発に行われるよう、取り組んでまいります。

また、「緑のまちの将来都市像」の実現に向けて、緑地の保全及び緑化の推進などに関し、市民や事業者との協働により計画の推進を図ります。

熊谷市緑化推進審議会

7-2. 計画の推進体制

この計画の施策の推進にあたっては、それぞれの担い手が緑の大切さや、必要性について意識の向上を図るとともに、それぞれが果たす役割を認識して協働で取り組む必要があります。

このため協働作業を「協働で保全する」、「協働でつくる・増やす」、「協働で考える」に大別し、市民･事業者が多様な緑に触れて関わり実感できるよう参加の場所と機会を増やします。

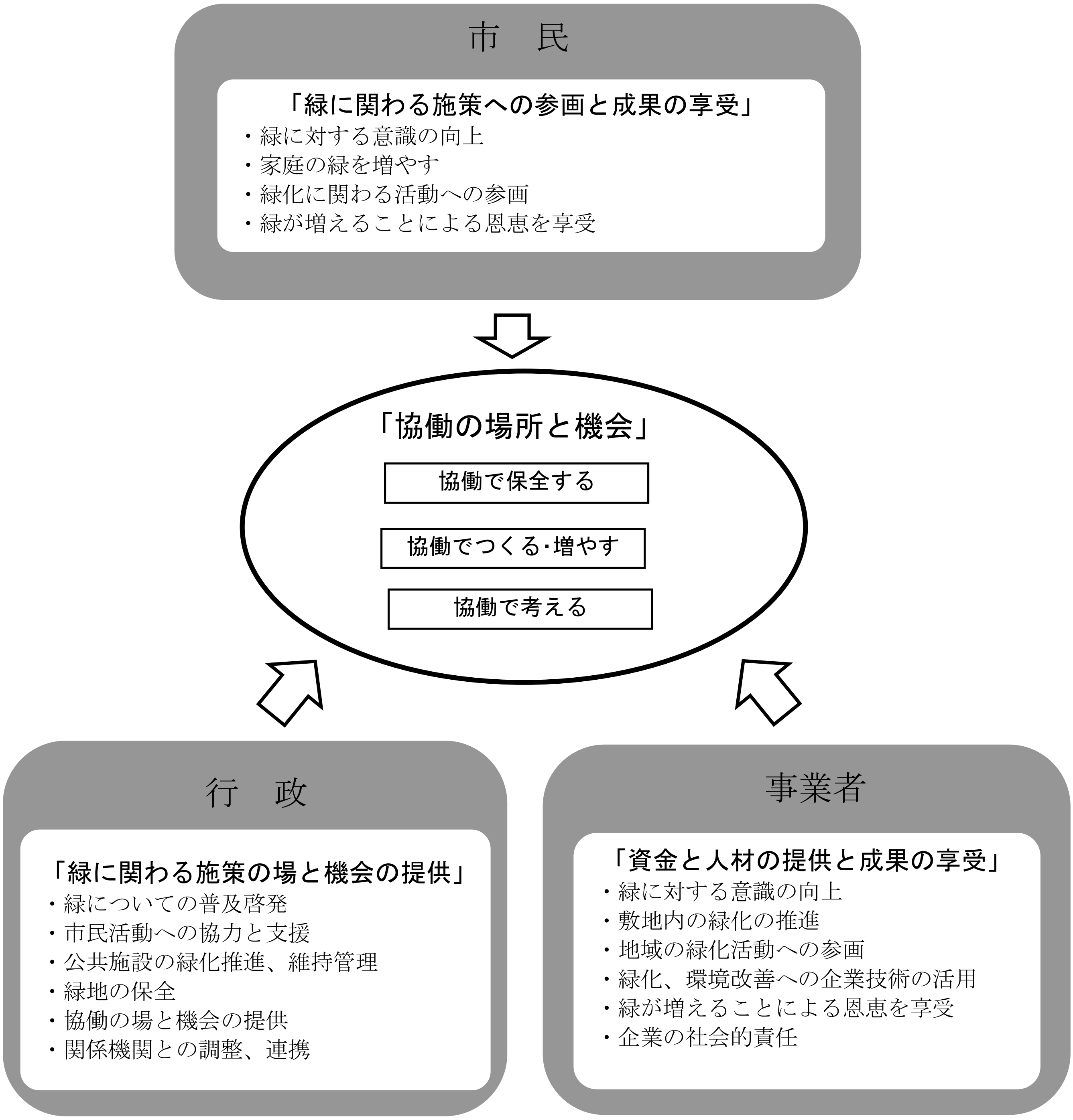

図：推進体制イメージ

そこで、市民・事業者と協働で緑の保全、緑化の推進を行っていく体制を確立するために、緑に関する豊かな知識と経験を有し、市内で緑に係る活動に取り組まれている方により構成される「熊谷のみどりを育む懇話会」を平成２５年５月に設立しました。

「熊谷のみどりを育む懇話会」は市との協働による緑に係る事業を通して、市民やNPO、事業者への緑に関する普及・啓発を図るとともに、各種の施策を提案・実行し、熊谷市の緑化の推進と緑地の保全に資することを目的とします。

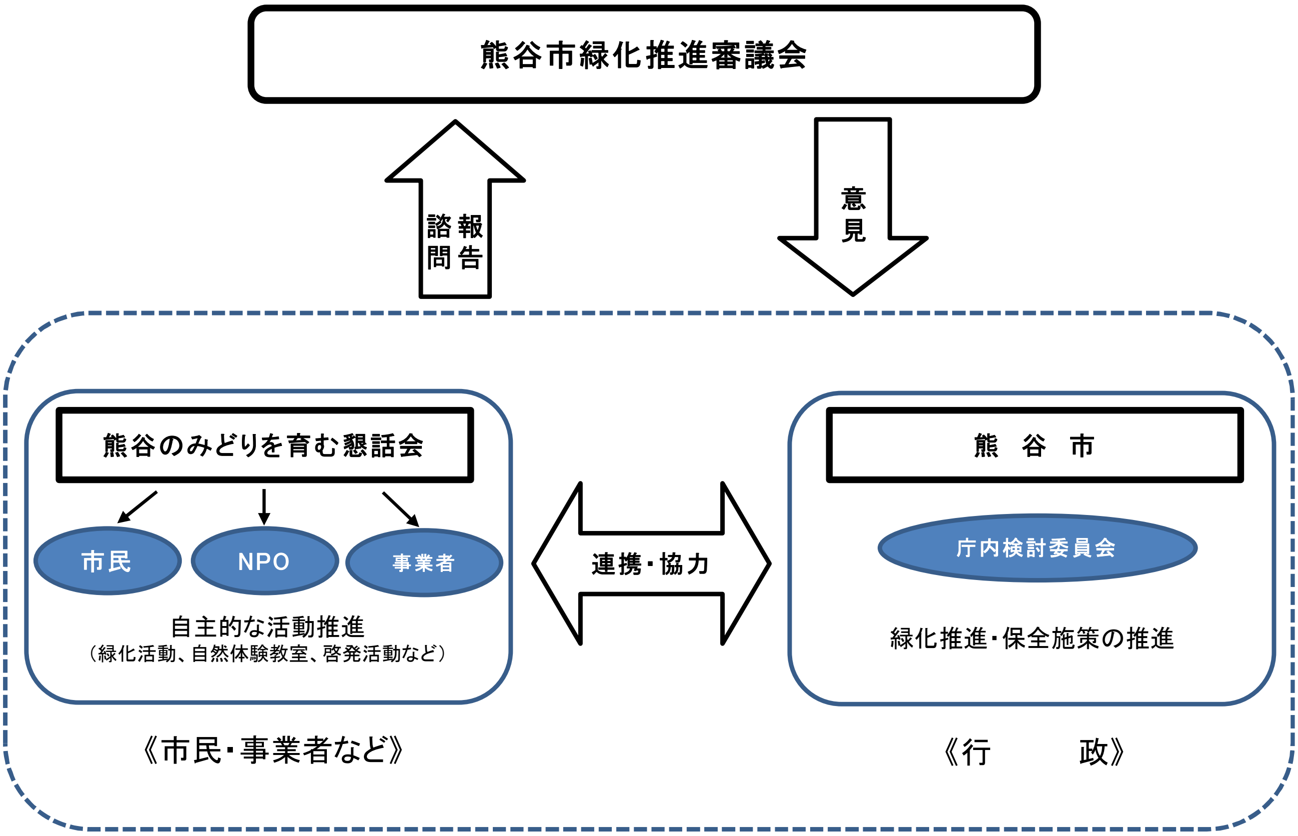

図：計画の推進体制

また、本計画の内容は、環境・都市計画・景観・教育・福祉・農林業など多岐にわたるため、事務局体制の強化に努めると共に、庁内組織体制を整備し、庁内の連絡調整や進行管理などを行っています。

7-3. 施策の推進

施策の推進を図るためには、緑を増やすための仕組みを充実させること（しくみづくり）が必要です。このため緑地の保全や緑化の推進に携わる市民や事業者との関わり方として、「アダプト・プログラム※1」や「グランドワーク※2」などの仕組みも検討し、施策に携わる人（人づくり）や、緑に関連する地域資源の付加価値の発見（ものづくり）などにつなげていきます。

本市では、「公園サポーター制度」として、自治会や愛護団体による自発的な公園などの維持管理活動が行われています。また「彩の国ロードサポート制度」として、市内の県管理道路の清掃美化や緑化の取り組みが行われています。

今後は、こうした活動が行える場所や機会を増やし、その活動状況などの情報の発信に努めます。また優れた緑の資源について、環境基本計画などと連携を図りながら、市民・事業者・行政が一体となって緑地の保全と緑化の推進に取り組んでいきます。

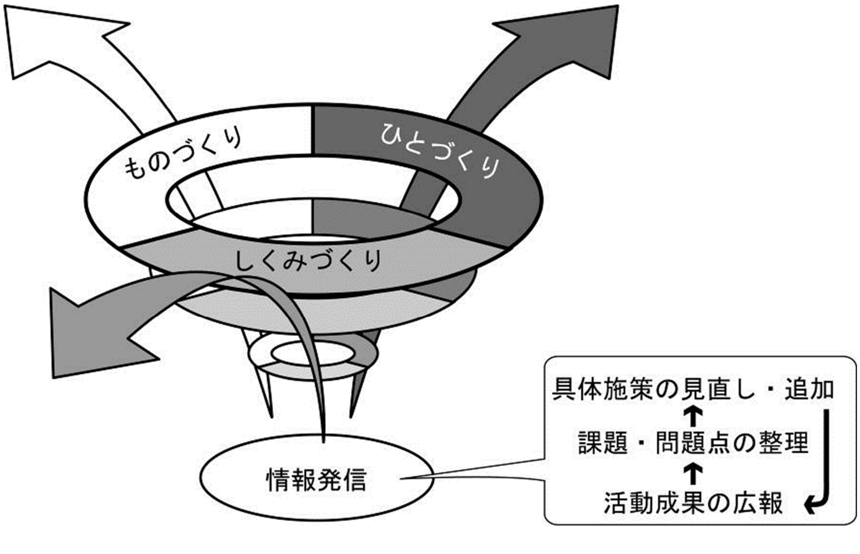

図：施策推進のイメージ

※1 アダプト・プログラム：公園や道路など行政が管理する一定区画の公共の場所を養子に見立て、自治会・事業者・学校・個人のボランティアがアダプト（里親）となって養子に該当する施設の美化・清掃を行う制度

※2 グランドワーク：市民・事業者・行政のパートナーシップによる地域での実践的な環境改善活動のこと。専門組織を作り、身近な環境を見直し、問題の解決に向けて自ら地域の環境を改善していく取組。

7-4. 計画の進行管理

本計画の施策を着実に推進するとともに、取り組み方や計画の内容について継続的な改善を図ることが必要です。このため「計画（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）→計画」というサイクル（ＰＤＣＡサイクル）などにより、継続的に各施策の進捗状況や目標の達成状況などを確認し、施策の効果的かつ効率的な運用に努めます。

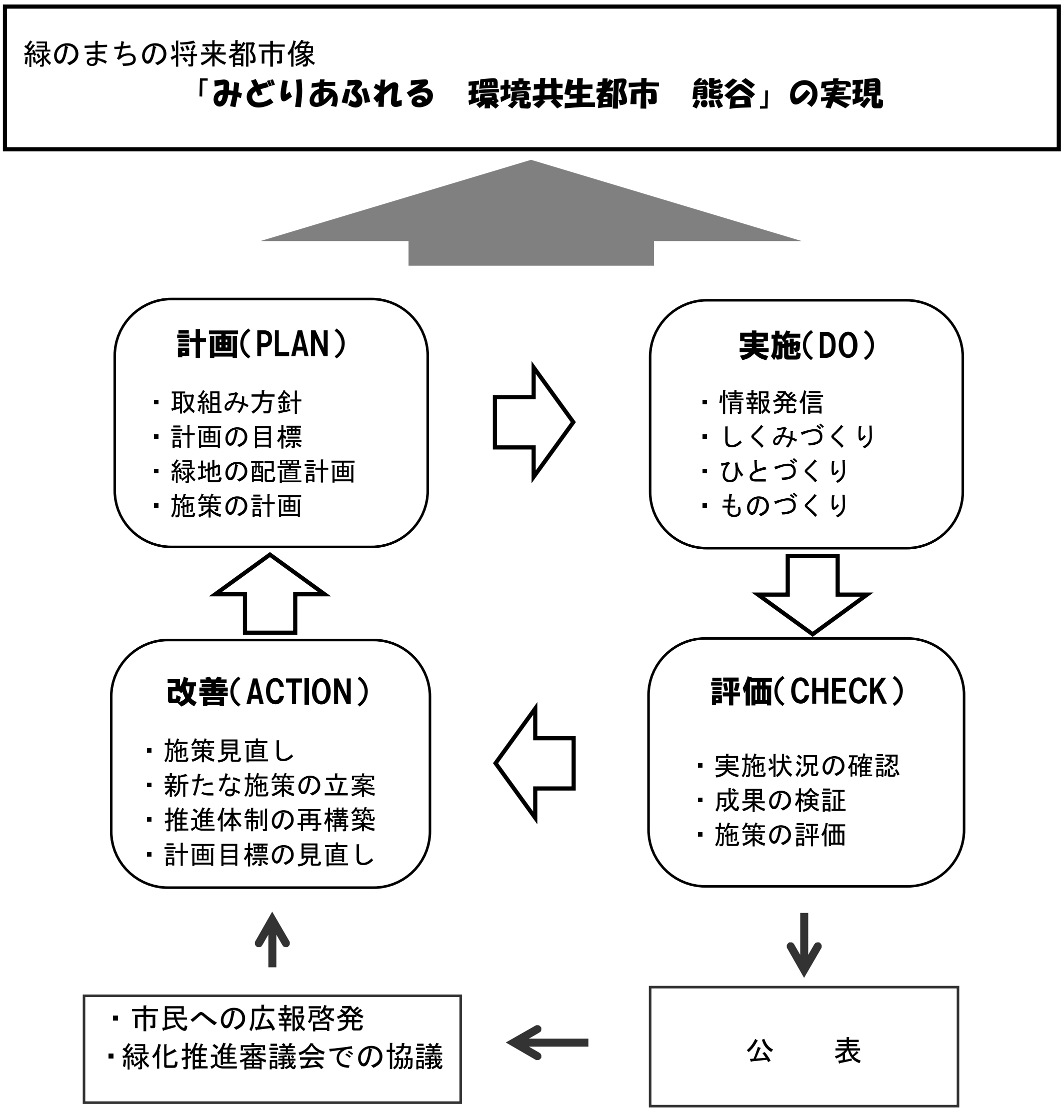

図：進行管理のイメージ